

川崎市教職員健康管理検討委員会・健診機関選定部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市教職員定期健康診断業務の委託にあたり、医学的・技術的観点等から、入札に参加させる健診機関の適正を審査するため、川崎市教職員健康管理検討委員会の専門部会として、川崎市教職員健康管理検討委員会・健診機関選定部会（以下「選定部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定部会は、次に掲げる事項について、審議する。

- (1) 健診機関の選定基準のうち医学的・技術的事項に関すること。
- (2) 健診機関の医学的・技術的適性に関すること。
- (3) その他、健診機関の選定に関すること。

(組 織)

第3条 選定部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(部会長)

第4条 選定部会に部会長を置き、給与厚生課長をもって充てる。

- 2 部会長は、部会の議長となり、会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 選定部会は、部会長が必要に応じこれを召集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 選定部会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 選定部会の庶務は、給与厚生課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか選定部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は平成16年 7月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年 4月 1日から施行する。

別表 専門部会委員

教育委員会産業医（教職員職場）
給与厚生課長
給与厚生課担当課長〔健康管理〕
健康教育課長
健康教育課指導主事
小学校長会代表
教職員組合養護教員部長
教職員互助会事務局